

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー等負傷
発生日時	平成28年8月7日 08時50分ごろ
発生場所	滋賀県野洲市吉川北方沖（琵琶湖南部） 吉川三等三角点から真方位243°515m付近 （概位 北緯35°08.5′ 東経135°58.9′）
事故の概要	プレジャーボートPRO AIRは、漂流中、プレジャーボートGRAND BAYOUは航走中、GRAND BAYOUのプロペラがPRO AIRのけん引ロープを巻き込み、ウェイクボーダー等2人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート PRO AIR、5トン未満（長さ6.10m） 231-18979 滋賀、個人所有 B プレジャーボート GRAND BAYOU、5トン未満（長さ4.23m） 253-23736 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 2人（ウェイクボーダー及び同乗者） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せて漂流中、ウェイクボーダーを收容しようとしてけん引用ロープを手繰り寄せていたところ、B船がウェイクボーダーとA船の間を通過した際、けん引用ロープ（以下「本件ロープ」という。）が緊張してウェイクボーダー及び船上で本件ロープを手繰り寄せていた同乗者1人がそれぞれ負傷した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、約20ノットの対地速力で北西進中、ウェイクボーダーとA船の間を通過した際、プロペラに本件ロープを巻き込んだ。
分析	A船は、漂流してウェイクボーダーの收容作業中、本件ロープが緊張してウェイクボーダー及び同乗者1人が負傷したものと考えられる。 B船は、船長BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、視認していたウェイクボーダーがA船にけん引されていたことに気付かず、A船とウェイクボーダーとの間を航行し、本件ロープ

	をB船のプロペラに巻き込み、本件ロープが緊張したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が、漂流してウェイクボーダーの収容作業中、B船が航走中、船長BがA船に対する見張りを適切に行っていなかったため、ウェイクボーダーがA船にけん引されていたことに気付かず、A船とウェイクボーダーとの間を航行し、本件ロープをB船のプロペラに巻き込み、本件ロープが緊張してウェイクボーダー及びA船の同乗者が負傷したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ ウェイクボーダー等のけん引をしている船舶の近くを航行する際は、低速で、できるだけ離れて航行すること。</li></ul>